

経済省特許登録国際センター (アラブ首長国連邦) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 A E. I

略語のリスト

国内官庁：経済省国際特許登録センター（アラブ首長国連邦）

I P L： 工業規則及び特許，実用図面，意匠の保護に関する2006年連邦法No. 31

指定（又は選択）官庁 A E	経済省特許登録国際センター (アラブ首長国連邦) 国内段階に入るための要件の概要	概要 A E
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語又は英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には，最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には，国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：アラブ首長国連邦・ディルハム（AED） 特許及び実用新案： 出願手数料 …………… AED 2,000 (1,000) ²	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ³	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 ⁴ 出願人がアラブ首長国連邦に居住していない場合には，代理人の選任 国際出願書類及びその翻訳文 ² 通 国際出願の移転又は譲渡証明書	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続するための登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 括弧内の額は自然人が出願した場合に適用される。

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，出願人は国内段階移行後90日以内にこの要件を満たさなければならない。国内官庁はそのための通知を行わない。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

AE. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

AE. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AE. I に概説されている。

IPL Art. 7.3
12
13

AE. 03 審査

国内官庁は国際特許出願の実体審査を行う。特許付与の決定公告日から60日以内に、利害関係人はIPL第66.1条の規定に従い、付与に対する異議申立を委員会に行うことができる。異議申立が行われなければ特許は付与される。

IPL Art. 14
38

AE. 04 年金

年金は第2年度から、国際出願日の各年の応当日に前払する。適用期間内に支払われなかった年金は期間経過後6箇月以内であれば支払可能であるが、割増料の支払を条件とする。期日後6箇月以内に年金が支払われない場合、特許は失効する。各年度の年金は附属書AE. I に示されている。

PCT Art. 25
PCT Rule 51
82^{ter}

AE. 05 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手續は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

IPL Art. 12
67

AE. 06 不服申立

国内段階において国内官庁が否定的な決定を行った場合には、その決定に対して通知日から60日以内に管轄裁判所に上訴することができる。

PCT Art. 24(2)
48(2)
PCT Rule 51

AE. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。

IPL Art. 5

AE. 08 実用新案

出願人が特許に代えて又は特許に追加して実用証の取得を希望する場合には、国内段階移行期間内にその旨を国内官庁に表示し、手数料を支払わなければならない（附属書AE. I 参照）。

手 数 料

(通貨：アラブ首長国連邦・ディルハム)

特 許

出願手数料	2,000	(1,000) ¹
審判手数料	1,000	(500) ¹
公開手数料	800	(400) ¹
訂正手数料	400	(200) ¹

年 金：

－第2年度	800	(400) ¹
－第3年度	840	(420) ¹
－第4年度	880	(440) ¹
－第5年度	920	(460) ¹
－第6年度	960	(480) ¹
－第7年度	1,000	(500) ¹
－第8年度	1,040	(520) ¹
－第9年度	1,080	(540) ¹
－第10年度	1,120	(560) ¹
－第11年度	1,160	(580) ¹
－第12年度	1,200	(600) ¹
－第13年度	1,240	(620) ¹
－第14年度	1,280	(640) ¹
－第15年度	1,320	(660) ¹
－第16年度	1,360	(680) ¹
－第17年度	1,400	(700) ¹
－第18年度	1,440	(720) ¹
－第19年度	1,480	(740) ¹
－第20年度	1,520	(760) ¹
年金遅延支払の割増料	400	(200) ¹

実用新案

出願手数料	2,000	(1,000) ¹
-------	-------	----------------------

手数料の支払方法

手数料はすべてアラブ首長国・ディルハム建で国内官庁にオンライン支払を行わなければならない。すべての手数料の支払には出願番号（判明していれば国内出願番号，国内出願番号が不明であれば国際出願番号），出願人の氏名（名称）及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

1 括弧内の額は自然人が出願した場合に適用される。